



愛知県教育委員会 委員長殿

2015. 3. 24

井上 満

県立高校推薦入試に関し、関係職員の処分を求める等の請願

1. 請願の趣旨

- (1) 『愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項』(以下、『実施要項』)は、各高等学校の推薦入試における合格者数について、以下のように定めている。

8 合格者の決定

- (1) 普通科については、次のとおりとする。

ア (略)

イ (略)

ウ 合格者は次のとおりとする。

選抜基準⑦、⑧及び⑨に該当する合格者の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の10%程度から15%程度とする。ただし、15%を超える場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得ることとするが、合格者の合計が、当該高等学校・学科の募集人員の20%を超えることはできない。(下線=引用者)

- (2) 請願者は、上記定めを受け、2015. 2. 21付で、以下のような行政文書開示請求を行った。

・推薦入学合格者数に関して、普通科について「(略) 募集人員の10%程度から15%程度とする。ただし、15%を超える場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得ることとするが、(略)」と定めている。2015年度の右承認に関する、承認を求める文書等、すべての文書。(普通科分のみ)

- (3) 請願者は、当然のこととして、関係高等学校長より県教委宛に提出された「承認願」(合格者を増やす理由が記載された文書等を含む)が開示されるものと考えていた。

しかし、2015. 3. 12に県教委が開示した文書は、**別紙1**1枚のみであった。

- (4) **別紙1**に関し、高等学校教育課の担当者は、以下のように説明した。

- ①校長から「承認願」は、提出されていない。
- ②普通科は102校ある。内45校に「事前承認」旨、連絡した。=内容は、**別紙1**
- ③結果は、45校中25校が、15%を超える合格者を出した。
- ④事前承認対象校は、前年度の志望・合格実績を踏まえ、主幹・課長が検討した結果、決定したもの。例えばこの45校は第2希望の合格者が多い事情がある。志願状況によっては、定員割れのリスクがある学校のグループ。しかし、明確な基準があるわけではない。
- ⑤通知を出した45校以外の高校から、15%を超える旨の「承認願」は出ていない。
- ⑥「事前承認」の事実は公にしていない。そのように運用しているということだ。

2. 請願の項目

- (1) 県教委による「事前承認」制度など、『実施要項』の何処にも定めていない。明らかに、『実施要項』を逸脱している。よって、関係職員を処分すること。
そもそも、各高校の推薦入試に関する、いわゆる内申点（評定の合計）さえ把握していないという県教委が、このような「事前承認」を与えるとは、何事か。
- (2) 当該「事前承認」制度は、「事前承認」対象外高校長の「承認を求める権限」、そして「15%を超える合格者」を、実態として否定する機能を果たしたと推察する。今日までの状況を調査し、公表すること。
- (3) 県教委教育長は、一切公表することなく、このような運用を行ってきたことを県民に謝罪すること。

以上

(主幹連絡用)

普通科「推薦枠」拡大校

○平成27年度における[※]49校

守山、惟信、鳴海、瀬戸、瀬戸西、春日井西、春日井東、豊明、日進、日進西、東郷、犬山、犬山南、小牧、一宮北、木曾川、尾西、津島北、稲沢東、海翔、美和、常滑、大府東、東浦、内海、武豊、衣台、豊田、豊野、松平、加茂丘、足助、三好、岩津、幸田、安城南、一色、吉良、高浜、豊橋西、福江、御津、田口

知立、海東

「実施要項では、「㉗㉘㉙の合計で10%程度から15%程度とする。15%を超える場合は、愛知県教育委員会の承認を得ることとするが、20%を超えないこと。」と定めている。

○○高校においては、事前に15%を超えてもよいことをお伝えするので、環境推薦を含めて20%を超えない範囲で合格者を出していただきたい。

※11月中旬より連絡をはじめます。